

令和4年第6回茅野市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年6月29日(水)
午後2時30分から午後3時40分
2. 開催場所 茅野市役所 議会棟大会議室

3. 出席農業委員(18人)

議席	職名	氏名	議席	職名	氏名
18	会長	牛山 義登	8	委員	柳澤 圭吾
17	代理	小林 修治	9	〃	前田 ちひろ
1	委員	田中 正代	10	〃	矢島 平一
2	〃	白鳥 誠司	11	〃	吉田 秀史
3	〃	矢島 勝秀	12	〃	堀内 友恵
4	〃	小平 開	13	〃	篠原 朋夫
5	〃	宮坂 直治	14	〃	小池 正雄
6	〃	伊藤 利幸	15	〃	濱 聡一
7	〃	渡邊 公人	16	〃	田村 和己

出席推進委員(9人)

議席	職名	氏名	議席	職名	氏名
19	委員	細川 光夫	24	委員	竹村 俊治
20	〃	宮崎 博人	25	〃	帯川 孝男
21	〃	小林 正一	26	〃	牛山 浩文
22	〃	有賀 宣尚	27	〃	戸田 広史
23	〃	島立 雄幸			

4. 欠席農業委員(0人)
欠席推進委員(0人)

5. 議事日程

- 第1 農業委員会会長召集挨拶
- 第2 主要会務報告について
- 第3 議事録署名委員の選任

第4 総会の公開について

第5 審議

第29号議案 農地法第3条の規定に依る許可申請について

第30号議案 農地法第4条の規定に依る許可申請について

第31号議案 農地法第5条の規定に依る許可申請について

第32号議案 農用地利用集積計画（貸借権設定）の決定について

6. 農業委員会事務局職員

局 長 鎌倉 亮

次 長 吉田 哲郎

主 任 長谷川 達也

7. 会議の概要

代 理

これより茅野市農業委員会、6月の定例総会を開催いたします。
日程の次第に従い進めていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【農業委員会会長召集挨拶】

会 長

皆さんこんにちは。開会に先立ちましてごあいさつ申し上げます。例年にない6月下旬の梅雨明けということで、多くの皆さんがこの暑さ、というよりも熱波に疲弊しているのではないかと思います。今後も連日の猛暑や節電要請などもテレビ等で報道されています。更には農業への水不足ということで、愛知県では農業用水の節水をお願いしているということから、飲み水もどうなるか分からないと心配されています。そんな中、先日沖縄県の慰霊の日がありまして、小学2年生の徳元さんが詩の朗読をしたわけです。それを聞きながら私が感じたのは、これから自分たち農業委員は農業の活性化に向けて何を大事にして、何を無くさないようにしてそっとポケットに入れながら将来の人達に託せばいいのか。これからのプラン作りを進めればいいのか。改めて考えさせられたところでございます。今後は皆さんで目標を共有して十分な論議を重ね、農業者や地権者が分かりやすい仕組みを作りながら、農地の

ゾーニングということで、この八ヶ岳西麓のグランドデザインを我々が先に立って描いていく責務があると感じていますので忌憚のないご意見をお願いしたいと思います。

本日も暑い中ではございますが、お互い体調に留意し、水分補給も各々で調整いただきながら慎重審議をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【主要会務報告について】

（会長より主要会務の報告）

【議事録署名委員の選任】

代 理

議事録署名委員の選任については、5 番の宮坂直治委員、6 番の伊藤利幸委員のご両名をお願いいたします。

なお農業委員及び推進委員27名中、本日の出席は農業委員18名、推進委員 9 名ですので総会は成立いたします。

【総会の公開について】

会 長

本日の案件は農地法による許可申請は 3 条が 4 件、4 条が 1 件、5 条が15件、事実確認 6 件、農地利用集積計画による賃貸借権設定は 6 件となります。これらの案件につきましては個人情報が含まれておりますが「農業委員会に関する法律第26条」により、会議は公開として進めたいと思いますがよろしいでしょうか。

（全員賛同）

ありがとうございます。全員の賛同ということでこの総会は公開とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

（傍聴者なし）

なお発言につきましては挙手にてお願いします。

本日は審議後に農地パトロール用のタブレット操作の説明等、長時間の総会になろうかと思います。スムーズな進行にご協力をお願いいたします。

【審議】

議 長

議事日程第 5 審議、第29号議案「農地法第 3 条の規定に依る許可申請について」を議題といたします。事務局より議案について説明をお願いします。

次 長

申請番号 1 について説明

権 利：所有権移転（売買）

申 請 地：宮川、畑、168㎡

申請目的：渡人…高齢になり耕作困難

受人…自宅近くで農業を行いたい

議 長

地区担当委員から調査結果の報告をお願いします。

16番委員

宮川地区委員から現地調査の報告をいたします。案内図 3－1 をご覧ください。受人は昨年まで、申請地に隣接する農地にて耕作していましたが、息子が住宅を建築したためキュウリやトマトくらいは自分で作りたいと希望があり渡人をお願いして本申請に至りました。耕作意欲も強く問題はないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

これより審議に入ります。事務局および地区担当委員さんの説明について質問のある方は挙手をお願いします。

（意見なし）

議 長

質問がないようですので採決に入ります。原案通り決定することと賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

全員賛成ということで、原案通り決定いたします。

次 長

申請番号 2 について説明

権 利：所有権移転（売買）

申 請 地：米沢、田、131㎡

申請目的：渡人…遠方のため耕作困難

受人…経営規模の拡大

議 長

地区担当委員から調査結果の報告をお願いします。

11番委員

6月21日、米沢地区委員2名にて調査いたしました。案内図3-2をご覧ください。申請地は道路脇の田になります。渡人は遠方に居住しており、耕作が困難なことから売却を希望しています。受人は現在水稻を3,300㎡、畑を2,000㎡耕作しています。地元に住居し自宅から申請地までは約1km、経営規模拡大のため所有権移転を希望しています。下限面積等も超えていることから許可案件を全て満たしていると考えます。この売買は問題ないと見てまいりましたのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

これより審議に入ります。事務局および地区担当委員さんの説明について質問のある方は挙手をお願いします。

(意見なし)

議 長

質問がないようですので採決に入ります。原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ということで、原案通り決定いたします。

次 長

申請番号3について説明

権 利：所有権移転（売買）

申 請 地：豊平、畑4筆、計：1,117㎡

申請目的：渡人…高齢のため耕作困難

受人…経営規模の拡大

議 長

地区担当委員から調査結果の報告をお願いします。

4 番 委 員

6月21日、豊平地区委員3名にて確認してまいりました。案内図3-3をご覧ください。申請地は道路沿いにある4筆の畑です。道路よりも高台にありまして周囲には鹿の進入を防ぐ網が設置され、すでに耕作がされていきました。渡人は高齢のため耕作困難、受人は経営規模拡大のための所有権移転になります。この申請は問題ないと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

議 長

これより審議に入ります。事務局および地区担当委員さんの説明について質問のある方は挙手をお願いします。

(意見なし)

議 長

質問がないようですので採決に入ります。原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ということで、原案通り決定いたします。

次 長

申請番号 4 について説明

権 利：所有権移転（売買）

申 請 地：北山、畑 2 筆、計：1,001m²

申請目的：渡人…手不足で経営困難

受人…経営規模の拡大

議 長

地区担当委員から調査結果の報告をお願いします。

9 番委員

6 月 25 日、北山地区委員 4 名にて現地調査を行いました。案内図 3－4 をご覧ください。造園業を営む渡人は申請地にて庭木の育成を行っていましたが、手不足により育成困難のため譲り渡したいと希望しています。受人は隣接する土地の所有者です。長年におたり農業を営んでいる方で、土地取得後も同様に樹木の育成を行うとのことでした。この売買は問題ないと見てまいりました。よろしくご審議をお願いします。

議 長

これより審議に入ります。事務局および地区担当委員さんの説明について質問のある方は挙手をお願いします。

(意見なし)

議 長

質問がないようですので採決に入ります。原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ということで、原案通り決定いたします。

議 長

それでは、議事日程第5の議案第30号「農地法第4条の規定に依る許可申請について」を議題といたします。事務局より議案について説明をお願いします。

次 長

申請番号1の説明

申 請 地：米沢、田、1,804㎡のうち249㎡

農地区分：第1種農地（畦畔）

申請目的：畦畔を利用した太陽光発電施設（一時転用更新）

議 長

地区担当委員から現地確認の報告をお願いします。

11番委員

6月21日、米沢地区委員2名で調査をいたしました。案内図4-1をご覧ください。この申請は水田畦畔へ太陽光パネルを設置した一時転用の更新申請になります。令和元年に着工された状況と変わりなく、鳥獣用の柵が新たに新設されていましたが問題ないと見てまいりましたので、ご報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長

これより審議に入ります。事務局および地区担当委員さんの説明について意見のある方は挙手をお願いします。

（意見なし）

議 長

採決をいたします。原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

全員賛成ということで、原案通り決定いたします。

議 長

それでは、議事日程第5の議案第31号「農地法第5条の規定に依る許可申請について」を議題といたします。事務局より議案について説明をお願いします。

次 長

申請番号 1 の説明

権 利：所有権移転（売買）

申 請 地：ちの、田1筆、畑2筆、計：517m²

農地区分：第2種農地

申請目的：渡人：手不足と遠隔地居住にて耕作できない

受人：個人住宅の新築

議 長

地区担当委員から調査結果の報告をお願いします。

10番委員

ちの地区委員にて確認をしてまいりました。案内図 5-1 をご覧ください。申請地は住宅地の一角にあります。東側にある隣接農地に対しては配慮がされておりましたので問題はないと思われます。

議 長

審議に入ります。事務局および地区委員さんの現地調査の報告について質問のある方は挙手をお願いします。

（意見なし）

議 長

採決をいたします。原案通り採決に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

全員賛成ということで原案通り決定いたします。

次 長

関連がありますので申請番号 2、3 は一括にて説明させていただきます。

申請番号 2 の説明

権 利：所有権移転（売買）

申 請 地：宮川、田、571m²

農地区分：第3種農地

申請目的：渡人…多忙にて耕作困難であることと、土砂災害により田として作れない状況

受人…自社クレーンの駐車場新設

申請番号 3 の説明

権 利：所有権移転（売買）

申 請 地：宮川、田、295m²

農 地 区 分：第3種農地

申 請 目 的：渡人…高齢と療養中にて耕作困難

受人…自社クレーンの駐車場新設

議 長

地区担当委員から調査結果の報告をお願いします。

16番委員

宮川地区委員にて現地調査を行いました。案内図5-2、5-3をご覧ください。市内クレーン会社のための駐車場用地を個人名義で購入するものです。いずれの農地も長年休耕地で隣接地に農地が存在しないため農業に悪影響を与えることはないと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長

これより審議に入ります。事務局および地区担当委員さんの現地報告につきまして質問のある方は挙手をお願いします。

(意見なし)

議 長

申請番号2、3について一括で採決に入ります。原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ということで原案通り決定いたします。

次 長

申請番号4の説明

権 利：所有権移転（贈与）

申 請 地：宮川、田、92m²

農 地 区 分：第3種農地

申 請 目 的：渡人…高齢手不足で耕作管理が困難

受人…自宅駐車場・庭園

議 長

地区担当委員から調査結果の報告をお願いします。

15番委員

宮川地区委員で現地確認を行いました。案内図5-4をご覧ください。渡人は受人の父親にあたります。平成20年に新築した自宅に

は大人が5人となり、それぞれが自動車を所有しているので駐車場用地として利用したいとのことで、問題はないと思われます。ご審議のほどよろしく願いいたします。なお、以前より駐車場として利用していたとして顛末書が提出されています。

議 長

これより審議に入ります。事務局および地区担当委員さんの現地確認報告につきまして質問のある方は挙手をお願いします。

(意見なし)

議 長

採決に入ります。原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ということで原案通り決定いたします。

次 長

申請番号5の説明

権 利：使用貸借権

申 請 地：宮川、田2筆、407㎡

農地区分：第2種農地

申請目的：渡人…農地管理の負担を減らしたい

受人…個人住宅の新築

議 長

地区担当委員から調査結果の報告をお願いします。

14番委員

6月20日、宮川地区委員4名で現地確認を行いました。案内図5-5をご覧ください。渡人は高齢になり耕作困難、老後を考えて娘夫婦の住宅建築に協力したいと考えています。受人は渡人の娘婿であり、アパートにて生活していますが手狭のため妻の実家の近くに住宅を建築したいと希望しています。南側・西側は市道、東側は宅地、北側は渡人の水田に面しています。周辺農地に関する問題はございません。排水は公共下水道へ接続します。この転用は問題ないを見てまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

これより審議に入ります。事務局および地区担当委員さんの説明に質問のある方は挙手をお願いします。

(意見なし)

議 長

採決に入ります。原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ということで原案通り決定いたします。

次 長

申請番号 6 の説明

権 利：所有権移転（売買）

申 請 地：宮川、田、385㎡

農 地 区 分：第3種農地

申請目的：渡人…老齢と後継者不足により農業の継続が困難

受人…個人住宅の新築

議 長

地区担当委員から調査結果の報告をお願いします。

14番委員

6月20日、宮川地区委員4名で現地調査を行いました。案内図5-6をご覧ください。申請地は区画整理された住宅地であり、2面が宅地、他は道路と水田に面しています。隣接農地所有者へは説明済みです。汚水は下水道へ接続、雨水は宅地内処理と、被害防除措置は適切です。この転用は問題ないと見てまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

これより審議に入ります。事務局および地区担当委員さんの説明に質問のある方は挙手をお願いします。

(意見なし)

議 長

採決に入ります。原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ということで原案通り決定いたします。

次 長

申請番号 7 の説明

権 利：使用貸借権

申 請 地：宮川、田、378㎡

農 地 区 分：第3種農地

申請目的：渡人…高齢で土地の有効活用ができない

受人…個人住宅の新築

議 長

地区担当委員から調査結果の報告をお願いします。

27番委員

案内図 5-7 をご覧ください。申請地は区画整理された住宅地の一角になります。特に問題はないと見てまいりましたので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

これより審議に入ります。事務局および地区担当委員さんの説明に意見のある方は挙手をお願いします。

(意見なし)

議 長

採決に入ります。原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ということで原案通り決定いたします。

次 長

申請番号 8 の説明

権 利：使用貸借権（一時転用、～R4.11.30）

申 請 地：宮川、田、1,520㎡

農 地 区 分：第3種農地

申請目的：渡人…受人の要望に応じる

受人…工事車両の旋回及び駐車場

議 長

地区担当委員から調査結果の報告をお願いします。

27番委員

案内図 5-8 をご覧ください。受人は長野県による復旧治山事業工事に伴う工事車両の旋回及び一時駐車場として使用したいとのことです。周辺には河川敷のため細い道路しかなく、当該地を選定し、渡人は了承したとのことです。工事終了後の復旧を見据えた丁寧な田の土取り作業が行われておりました。この申請は問題ないと見てまいりましたのでよろしくご審議のほどお願いします。

議 長

これより審議に入ります。事務局および地区担当委員さんの説明に質問のある方は挙手をお願いします。

(意見なし)

議 長

採決に入ります。原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ということで原案通り決定いたします。

次 長

申請番号 9 の説明

権 利：所有権移転（売買）

申 請 地：豊平、畑 2 筆、他 1 筆、計：311m²

農 地 区 分：第 1 種農地（白地）

申請目的：渡人…遠隔地居住で管理ができない

受人…美容院及び自宅駐車場他

議 長

地区担当委員から調査結果の報告をお願いします。

4 番委員

6 月 21 日、豊平地区委員 3 名にて確認をしてまいりました。案内図 5-9 をご覧ください。場所は上場沢地区、上の方に位置します。親族関係の売買になります。ここは上下水道が通っていないため、井戸を使用しています。他人に売却してしまうと井戸から水の供給ができなくなるということで本申請に至りました。申請地は多少耕作もしてありましたが少し荒れており、一部駐車場として利用していたようです。以上のことから問題はないと判断いたしました。ご審議をお願いします。

議 長

審議に入ります。地区委員さんの現地調査の報告について質問のある方は挙手をお願いします。

(意見なし)

議 長

採決をいたします。原案通り採決に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ということで原案通り決定いたします。

次 長

申請番号10の説明

権 利：使用貸借権

申 請 地：玉川、田、670㎡

農地区分：第2種農地

申請目的：渡人…維持管理が負担

受人…個人住宅の新築議 長

地区担当委員から調査結果の報告をお願いします。

2 番委員

6月23日、玉川地区委員4名にて現地調査を行いました。案内図5-10をご覧ください。農業振興地域内、農用地区域外の白地です。2面は市道、2面は住宅と接しています。渡人は家族でパン販売店を営んでいますが、高齢となり所有地の管理が困難になってきました。娘夫婦が住宅用地を探しており譲り渡すことに快諾したとのことです。受人は現在市内アパートに居住していますが、今後家族が増えると考え住宅の建築を計画しています。現地を確認しましたが、周辺農地所有者へは転用計画の事前説明が行われております。雨水排水は敷地内地下浸透、生活雑排水は公共下水道に接続し放流します。目的のとおり住宅用地としての転用は問題ないと見てまいりました。よろしくご審議をお願いします。

議 長

これより審議に入ります。地区担当委員さんの現地報告につきまして質問のある方は挙手をお願いします。

(意見なし)

議 長

採決に入ります。原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ということで原案通り決定いたします。

次 長

申請番号11の説明

権 利：使用貸借権

申 請 地：玉川、田、686㎡

農地区分：第1種農地（白地）

申請目的：渡人…子ども家族の要望に応じたい

受人…個人住宅の新築

議 長

地区担当委員から調査結果の報告をお願いします。

1 番委員

6月23日、玉川地区委員4名で現地確認をしました。案内図5-11をご覧ください。申請地の南側は住宅、東と北は道路、西は遊休田です。渡人は人手不足で農地の管理が困難になってきたため、子どもの要請に応じて土地を貸すことに決めました。受人は現在家族3人で市内アパートに居住していますが、手狭になってきたため妻の実家近くに住宅を建てようと計画していたところ、妻の実家の土地を貸してくれることになり、住宅建築を決めました。現地を確認したところ、隣接農地所有者へは5月に事前説明が行われております。法面は現状のまま使用し、造成工事中の措置は事前に周囲の地権者に告知し必要な処置をします。雨水は敷地内地下浸透、生活雑排水は公共下水道へ接続します。その他被害防除措置は適切で、目的通り住宅を建築しても何ら支障はありません。転用は問題ないと見てまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長

これより審議に入ります。事務局および地区担当委員さんの現地確認報告につきまして質問のある方は挙手をお願いします。

(意見なし)

議 長

採決に入ります。原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ということで原案通り決定いたします。

次 長

申請番号12の説明

権 利：所有権移転（売買）

申 請 地：玉川、畑、217㎡

農地区分：第2種農地

申請目的：渡人…空き家の解体費用捻出

受人…個人住宅の新築

議 長

地区担当委員から調査結果の報告をお願いします。

19番委員

6月23日、玉川地区委員4名により現地確認をしました。案内図5-12をご覧ください。申請地2面は宅地、1面は畑に接しています。渡人は現居住地にある建物の解体を計画したが費用が高額のため諦めていたところ、受人から当該地を購入したいとの申し出があり応じることにしました。受人は市内アパートに居住しており、市内の病院に勤務していますが、家族が増え手狭になったことから通勤や子育て、通勤に恵まれた住宅用地を探していました。当該地は条件を満たしていたことから購入を決めました。現地を確認したところ宅地に接していることから周辺農地に影響はなく、周辺農地所有者へは転用計画の事前説明が行われています。雨水排水は敷地内地下浸透、生活排水は公共下水道に接続します。他被害防除措置は適切です。目的通り住宅を建築しても何ら支障はありません。この転用は問題ないと見てまいりました。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長

これより審議に入ります。事務局および地区担当委員さんの説明に質問のある方は挙手をお願いします。

(意見なし)

議 長

採決に入ります。原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ということで原案通り決定いたします。

次 長

申請番号13の説明

権 利：使用貸借権

申 請 地：泉野、田、502.84㎡

農地区分：第2種農地

申請目的：渡人…申請地に息子の家を建てさせたい

受人…個人住宅の新築

議 長

地区担当委員から調査結果の報告をお願いします。

22番委員

6月22日、泉野地区委員3名で現地調査を行いました。案内図5-13をご覧ください。受人は渡人の息子にあたりまして、現在は東京に居住していますが、帰省し生計を営むため、渡人である父から土地を借り受け、住宅を建てたいと希望、渡人は要望に応えたいとのことです。現状のまま利用するため転用地からの土砂流出の恐れはありません。雨水は地下浸透、建物は二階建てであり日照面の影響は軽微であります。污水排水は公共下水道へ接続、周辺農地は2筆ありますが、いずれも渡人の所有地です。目的のとおり住宅を建築しても支障はありません。住宅用地としての転用は問題ないと考えてまいりましたのでご審議をお願いします。

議 長

これより審議に入ります。事務局および地区担当委員さんの説明に質問のある方は挙手をお願いします。

(意見なし)

議 長

採決に入ります。原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ということで原案通り決定いたします。

次 長

申請番号14の説明

権 利：所有権移転（売買）

申 請 地：北山、畑、561㎡

農地区分：第2種農地

申請目的：渡人…当初計画を断念。売却したい

受人…菜園・薪置場・駐車場

議 長

地区担当委員から調査結果の報告をお願いします。

7 番 委 員

6月25日、北山地区委員4人で現地を調査いたしました。案内図5-14をご覧ください。渡人は平成9年に店舗併用住宅を建築する計画で購入し転用許可を受けていましたが、資金繰りがうまくいかず今後も実現する見込みがないため、売却を希望しています。受人は隣接地に居住しており、住宅敷地として利用したいと希望しています。現地を確認しましたが、申請地は管理されています。許可要件はすべて満たしていると考えます。この申請は問題ないと見て参りました。ご審議よろしくをお願いします。

議 長

これより審議に入ります。事務局及び地区担当委員さんの説明に意見のある方は挙手をお願いします。

（意見なし）

議 長

採決に入ります。原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

全員賛成ということで原案通り決定いたします。

次 長

申請番号15の説明

権 利：使用貸借権（売買）

申 請 地：北山、田、263㎡

農地区分：第2種農地

申請目的：渡人…遠隔地と手不足で耕作困難

受人…建売住宅一棟の新築

議 長

地区担当委員から調査結果の報告をお願いします。

7 番委員

6月25日、北山地区委員4名で現地調査を行いました。案内図5-15をご覧ください。渡人は遠方に居住しており耕作できずに困っていたところ、受人である市内不動産会社より建売住宅を建築したいと要望があり、本申請に至りました。現地を確認しましたが、周辺については計画通り建築しても支障はありません。許可要件は満たしていると考えます。本申請は問題ないと見てまいりました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

これより審議に入ります。事務局および地区担当委員さんの説明に質問のある方は挙手をお願いします。

(意見なし)

議 長

採決に入ります。原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ということで原案通り決定いたします。

議 長

議事日程第5の議案第32号「農用地利用集積計画（貸借権設定）の決定について」を議題といたします。事務局より議案について一括で説明をお願いします。

次 長

(申請番号1から申請番号6まで一括で説明)

議 長

農用地利用集積計画（貸借権設定）について、申請番号1から6まで事務局より一括説明がありました。ご質問ご意見等ありましたら挙手をお願いします。

14番委員

申請番号 3 と 5 について、借賃はどうなっていますか。

次 長

議案書中央辺りに『使用貸借権』と記載させていただいています。
使用貸借権は無料での貸借になりますのでよろしくお願いします。

議 長

その他、ご質問ご意見等ありましたら挙手をお願いします。
(意見なし)

27番委員

ある借受人が、ここ 3 年で 30 町歩ほどの水稻を耕作しているようだが、全く草刈りをしないと苦情があり確認をしたところ草が 1 m 以上の状態でしたが、数日前には刈ってありました。しかし刈りっぱなしで刈った草が水路に入ったまま上げもしない、上げる道具を持っていなかったという話でした。他にも散見しています。今朝も確認しましたが、1 m 以上になっているのに草刈りがされていない状況です。こういった内容については事務局になるのか、マッチングの話になるのでしょうか、管理における注意事項ですとか、どういった説明をしているのか、お聞きしたいと思います。これに関して数日後に他の地区を回ったところ、(玉川・豊平・泉野・北山) 非常にきれいに草刈りがされている地区だなと、感じました。北山・泉野は山間で谷間もある所も見させていただきましたが、そちらも丁寧に草刈りがされていました。そこで、マッチングといえますか、地域的な違いはあると思いますが、私たちは後世に農業を継続させるためのメンバーだと思って言いますが、若い人たちがどういう風に農業をやっていけばいいか。北山や泉野は若い人が引き継いでいるのか、ということもお聞きしたいと思います。私たちは構造改善とか賛成をしながら無理をしてお金を借りながら、縛り付けられて、仕方なく農業をやるしかないと言いますか、後始末的に農業をやっているということになると、負の遺産という状態にもなりかねない、そういった中で、私たちがどういう風に考えていくのかというところも、今後そういった他地区の現状・状況を共有して“こういうやり方もあるんだな”ということがあればぜひ活かしていきたいと思います。

まずはマッチングの中で大量に耕作する人たちに対して“こういう管理をしてください”というような説明をしながら、現状に至

っているのかということを知りたいと思います。

次 長

過去においても『草刈りをしない』『管理が不十分』『水がかけ流しになっている』という苦情が委員さんや事務局に何度も寄せられていまして、今朝もありました。これまで農業委員さん方には再三にわたって注意をしていただき、何とか草が刈られる状態でした。トラブルにも発展しそうな案件ですので、事務局に申し出ていただいた場合は代表者にその旨連絡しまして『早急に対応するように』と対応しているのが現実です。貸借権を結ぶときに【年間3回の草刈り】といった約束事をきちんとすれば問題ないのではないか、とも思います。実際問題、所有者さんに言うしかないのですが、農地を貸す場合は必ず草刈りについて強調をしていただきたいと、こちらとしては考えています。実は当該法人については従業員が辞めてしまい、現在は3人で対応しているという話でした。100町歩を3人で対応できるわけがないと話しましたが、これが現状です。委員さん方のお力をお借りしながら、いい方向へ進めていければと思いますので、よろしくお願いします。

議 長

実際に私も5月に2回ほど当該法人の総務部長に話をしまして、マネジメントがよくできていないということも聞いております。また原村の方からも苦情をもらいまして、意見を言うようにと言われていましたが、その辺も伝えました。確かに過去には何人か従業員がいたようですが、仕事が面白くなって辞めてしまい、社長を含め3名でかき回しているということで、先日も話をしましたら『これから草刈りをします』と言っていました。実際、土地を貸した人に見ればやるせない気持ちかと思いますが、自分は作れないので、作ってもらっているから仕方がないと、自分のその土地には近寄らないという貸し手の方もいます。いずれにしても、今後この農地をどうしていくか、これから我々が進めていかなければならない“人・農地プラン”、また“農用地におけるランドデザインをどの様に描いていくか”ということより大切な事だと思います。後は改善点を申し込んであります。やはり手が足りないということでしたので、水見や草刈りを誰かに依頼したらどうかと提案しました。とにかく忙しすぎて動けないとのことでした。いずれ

にしてもこういったことは改善していかなければならないと考えています。それぞれ、ご自分の知っている方が当該法人に貸している場合は、次長からもありましたように、直接貸し手が草刈りを促すようお願いしたいと思います。一番は7月ですね、出穂から実までの米にとって一番大事な期間だけは早めに刈らなければいけないと我々も承知してやっていくところであります。人手がないとしても、業者としてやっていくには責任を果たさなければいけないと伝えました。今後も伝えていきますので皆さんの方からもご指導をお願いしたいと思います。いずれにしても作り手がないというのは事実ですので、いかにして作り手がないところを、どのようにやっていけばいいのか、考えていくにはいい提議でありました。そして茅野の場合は特に個人が非常に多いです。ですから法人にはなかなか発展しない。今後は集落営農から法人に発展するために市内の法人に意見を聞きながら各地区での農業における活性化というものが、うまく回転していけばいいかなと思っていますので、それぞれ意見を持ち寄ってやっていきたいと思っています。一番は農業委員さん達の色々な情報を自分でもって取っていただきまして、『金にならないところに銭はかけられない』という地権者が一番多いんです。『しかしそうではなくてこういうことを、こういう条件であれば国のお金で全部できるんだよ』と、『この地域を荒らさずに済むんだよ』と、そんな風な考え方に持っていければと思っていますので、ぜひ便利な、便利というか不便というか、使いづらいというか作る人にしてみればいいのかもしれませんけれども、貸す人にしてみれば『じゃあ土地が返されてしまうのか』と不安はあるかと思っています。その辺を10年20年、先を見据えたうえで地域の統一した意見として地域づくりを進めていかなければいけない、そんな風に思っていますので、ぜひお願いしたいと思います。特に法人湯川、湖東の笹原、豊平の塩之目、その人達にはファシリテーターとなって地区をけん引していく人達になってもらえればと思っていますので、また追々情報を流していきたいと思いますのでよろしくお願いします。そんなことで長々でしたが大変貴重なお時間をいただきましたが、我々がこれから進んでいかなければいけないことの一步を踏み出したと思って、そんな中に我々はもっと入っていかなければいけないということで、お願いしたい

と思います。よろしくお願いいたします。

議 長

その他、ご質問ご意見等ありましたら挙手をお願いします。

(意見なし)

議 長

6件の利用権設定につきまして一括で採決いたします。承認される農業委員の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

採決に入ります。原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ということで6件につきまして原案通り決定いたします。

議 長

以上で、本日の議案の審議事項は終了いたしました。この際、その他の件について、委員からの発言があれば挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長

それでは、以上をもちまして、茅野市農業委員会第6回総会を閉会いたします。

令和4年6月29日

議 長

委 員

委 員